

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

(令和02年度労働者派遣事業報告より)

1. 派遣労働者の数 : 57名 (1日平均)
2. 派遣先の数 : 82社 (1日平均)
3. 派遣料金の平均額 : 10,542円 (1日8時間あたり)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,404円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当、法定福利費等を含みます。)
5. マージン率 : 20.3%
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等
8. その他の事項 : 労災保険、有給休暇・・・適用あり
健康保険、厚生年金、雇用保険・・・原則として適用なし
※ 臨時的かつ短期的な就業であるため、原則として適用されません。
但し、加入基準を満たす場合は適用します。

派遣元事業主

公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会

住所 : 〒 541-0056

大阪市中央区久太郎町2-4-27

堺筋本町TFビル7階

電話 : 06-6265-8111

実施事業所

公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会 大阪市本部事務所

住所 : 〒 536-0008

大阪市城東区関目3-1-14

電話 : 06-6931-0221

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

(令和02年度労働者派遣事業報告より)

1. 派遣労働者の数 : 87名 (1日平均)
2. 派遣先の数 : 76社 (1日平均)
3. 派遣料金の平均額 : 10,420円 (1日8時間あたり)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,456円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当、法定福利費等を含みます。)
5. マージン率 : 18.8%
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等
8. その他の事項 : 労災保険、有給休暇・・・適用あり
健康保険、厚生年金、雇用保険・・・原則として適用なし
※ 臨時的かつ短期的な就業であるため、原則として適用されません。
但し、加入基準を満たす場合は適用します。

派遣元事業主

公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会

住所 : 〒 541-0056

大阪市中央区久太郎町2-4-27

堺筋本町TFビル7階

電話 : 06-6265-8111

実施事業所

公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会 大阪市南部事務所

住所 : 〒 543-0021

大阪市天王寺区東高津町12-10

大阪市立社会福祉センター内

電話 : 06-6765-6116

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要
(令和02年度労働者派遣事業報告より)

1. 派遣労働者の数 : 172名 (1日平均)
2. 派遣先の数 : 124社 (1日平均)
3. 派遣料金の平均額 : 10,455円 (1日8時間あたり)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,376円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当、法定福利費等を含みます。)
5. マージン率 : 19.9%
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等
8. その他の事項 : 労災保険、有給休暇・・・適用あり
健康保険、厚生年金、雇用保険・・・原則として適用なし
※ 臨時的かつ短期的な就業であるため、原則として適用されません。
但し、加入基準を満たす場合は適用します。

派遣元事業主

公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会

住所 : 〒 541-0056

大阪市中央区久太郎町2-4-27

堺筋本町TFビル7階

電話 : 06-6265-8111

実施事業所

公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会 大阪市西部事務所

住所 : 〒 550-0012

大阪市西区立売堀4-10-18

大阪市阿波座センタービル内3階

電話 : 06-6543-7011

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

(令和02年度労働者派遣事業報告より)

1. 派遣労働者の数 : 91名 (1日平均)
2. 派遣先の数 : 74社 (1日平均)
3. 派遣料金の平均額 : 10,521円 (1日8時間あたり)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,412円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当、法定福利費等を含みます。)
5. マージン率 : 20.0%
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
7. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等
8. その他の事項 : 労災保険、有給休暇・・・適用あり
健康保険、厚生年金、雇用保険・・・原則として適用なし
※ 臨時的かつ短期的な就業であるため、原則として適用されません。
但し、加入基準を満たす場合は適用します。

派遣元事業主

公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会

住所 : 〒 541-0056

大阪市中央区久太郎町2-4-27

堺筋本町TFビル7階

電話 : 06-6265-8111

実施事業所

公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会 大阪市北部事務所

住所 : 〒 530-0033

大阪市北区池田町1-50

電話 : 06-6882-3830